

有機農産物加工食品についての製造業者の認定の技術的基準
(平成12年6月9日農林水産省告示第818号)

一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

1 製造又は加工、保管及び品質管理のための施設

- (1) 諸設備を収容し、かつ作業に支障のない広さ及び明るさを有すること。
- (2) 清浄な水を十分に供給することができる給水設備があること。
- (3) 原料及び製品の品質が良好に保持できるものであること。
- (4) 有機農産物加工食品の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第60号。以下「日本農林規格」という。)第4条に規定する製造、加工、包装その他の工程に係る管理に係る基準に従った管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有すること。

2 格付のための施設

検査結果の評価及び証票の管理のための施設を有すること。

二 品質管理の実施方法

1 三の2に規定する品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 品質管理(外注管理(製造又は設備の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。))を含む。以下同じ。)に関する計画の立案及び推進

- (2) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 原材料の受入れ及び保管に関する事項
- (2) 原材料の配合割合に関する事項
- (3) 製造及び加工の方法に関する事項
- (4) 製造及び加工に使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 出荷に関する事項
- (6) 品質管理の実施状況についての認定機関(登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から1年以上保持すること。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者の資格及び人数

品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校以上の学校において食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の製造、加工又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第

36号)による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の製造、加工又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 食品の製造、加工又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関の指定する講習会(以下「講習会」という。)において有機農産物加工食品に係る品質管理に関する課程を修了した者(1年以内に当該課程を修了すると見込まれる者を含む。)が1人選任されていること。

四 格付の組織及び実施方法

1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の実施方法

(1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 生産行程の検査に関する事項

イ 格付の表示に関する事項

ウ 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

エ 記録の作成及び保存に関する事項

オ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが确实と認められること。

(3) 名称の表示が日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが确实と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物加工食品に係る格付に関する課程を修了したもの(1年以内に当該課程を修了すると見込まれるものを含む。)が1人以上置かれていること。